

○福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する訓令

平成3年2月21日

福岡県警察本部訓令第2号

〔福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害に伴う見舞金の支給に関する訓令〕を次のように定める。

福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する訓令
(平19本部訓令21・改称)

(趣旨)

第1条 この訓令は、福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する規則(平成3年福岡県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平19本部訓令21・本条一部改正)

(死亡見舞金の額)

第2条 規則第3条第2項に規定する死亡見舞金の額は、1,700万円を基礎金額とし、警察本部長(以下「本部長」という。)が当該協力援助行為の状況等により必要と認めるときは、当該基礎金額に300万円を加算することができるものとする。

(遺族の順位)

第3条 死亡見舞金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協力援助者の死亡の当時において、協力援助者の収入により生計を維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

カ 兄弟姉妹

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母、実父母の順序とし、同順位の祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序とする。

3 前2項の順位により見舞金を支給することが社会通念上ふさわしくないと認められるとき

は、第1項の遺族のうちから本部長が適当と認める者に支給することができるものとする。

- 4 前3項の場合において、死亡見舞金を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合は、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(傷病見舞金の額)

第4条 規則第5条第2項に規定する傷病見舞金の額は、別表第1の左欄に掲げる療養期間に応じ、それぞれ同表の基礎金額欄に定める額を基礎金額とし、本部長が当該協力援助行為の状況等により必要と認めるときは、当該基礎金額に、同表の加算金額欄に定める当該加算金額を加算することができるものとする。

(平15本部訓令13・本条一部改正)

(障がい見舞金の額)

第5条 規則第6条第2項に規定する障がい見舞金の額は、別表第2の左欄に掲げる障害等級に応じ、それぞれ同表の基礎金額欄に定める額を基礎金額とし、本部長が当該協力援助行為の状況等により必要と認めるときは、当該基礎金額に、同表の加算金額欄に定める当該加算金額を加算することができるものとする。

(平15本部訓令13・平19本部訓令21・平29本部訓令18・本条一部改正)

(物的損害見舞金の額)

第5条の2 規則第7条の2第2項に規定する物的損害見舞金の額は、損害を受けた物品の時価又は補修に要する実費の範囲内で定める額とする。ただし、本部長が当該協力援助行為の状況等により必要と認めるときは、当該定める額の2倍に相当する額の範囲内で、これを増額することができるものとする。

- 2 前項の場合における物品の時価は、次の式により算定した額とする。ただし、耐用年数以上使用した物品については、当該物品の取得価額に0.1を乗じて得た額とする。

取得価額－〔(取得価額－取得価額×0.1)×(使用年数/耐用年数)〕

- 3 前項の場合における物品の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の定めるところによるものとする。

(平15本部訓令13・本条追加)

(本部長に対する災害に係る見舞金の申請手続)

第6条 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める者(以下「署長等」という。)は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(死亡、負傷、疾病又は障害をいう。)(以下

「災害」という。)が発生した場合において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する手続規程(昭和36年福岡県警察本部訓令第16号。以下「手続規程」という。)第4条第5項の規定により、法第5条第1項に規定する療養給付等の給付の決定があったときは、本部長に対し、死亡・傷病 見舞金申請書(甲)(様式第1号)又は障がい見舞金申請書(甲)(様式第2号)により、見舞金(物的損害見舞金を除く。)の支給の申請を行わなければならない。

- (1) 協力援助者が警察官の職務に直接協力援助した場合 当該協力援助を受けた警察官の所属する警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署の長(当該協力援助を受けた警察官が法第3条第2項に規定する警察官である場合にあっては、その災害が発生した場所を管轄する警察署長)
 - (2) 協力援助者が、警察官がその場にはいない場合に、自ら法第2条第1項に規定する犯罪の現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当たったとき又は同条第2項に規定する人命の救助に当たったとき 当該逮捕又は救助に当たった場所を管轄する警察署長
- 2 前項に規定する死亡・傷病 見舞金申請書(甲)及び障がい見舞金申請書(甲)には、手続規程第4条第5項の規定により通知された給付決定通知書(手続規程様式第9号)の写しその他の参考資料を2部添付しなければならない。

(平15本部訓令13・平24本部訓令3・平29本部訓令18・本条一部改正)

(物的損害の発生報告)

第6条の2 署長等は、前条第1項各号に規定する協力援助者が当該各号に規定する協力援助行為により物的損害(当該協力援助者の占有する物品に対する滅失、き損、亡失等の損害をいう。以下同じ。)を受けたと認めるときは、物的損害発生報告書(様式第2号の2)により、速やかに本部長に報告しなければならない。

(平15本部訓令13・本条追加)

(認定及び通知)

第6条の3 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る物品の損害が協力援助行為による物的損害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

- 2 本部長は、前項の規定により、当該報告に係る損害が協力援助行為による物的損害であると認定したときは、物的損害認定通知書(様式第2号の3)により、速やかにその旨を前条の規定により報告を行った署長等に通知するものとする。

(平15本部訓令13・本条追加)

(本部長に対する物的損害見舞金の申請手続)

第6条の4 署長等は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、本部長に対し、物的損害見舞金申請書（甲）（様式第2号の4）により、物的損害見舞金の申請を行わなければならない。

2 前項に規定する物的損害見舞金申請書（甲）には、当該物的損害の程度、状況等を証するに足りる書類その他の物的損害見舞金の支給に関する参考資料を2部添付しなければならない。

（平15本部訓令13・本条追加）

（見舞金の額の決定）

第7条 本部長は、第6条第1項又は前条第1項に規定する申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、見舞金の額を決定するものとする。

（平15本部訓令13・本条一部改正）

（公安委員会に対する申請手続）

第8条 規則第8条に規定する申請は、死亡・傷病見舞金申請書（乙）（様式第3号）、障がい見舞金申請書（乙）（様式第4号）又は物的損害見舞金申請書（乙）（様式第4号の2）に、第6条第2項及び第6条の4第2項の規定により添付された参考資料を1部添付して行うものとする。

（平15本部訓令13・平29本部訓令18・本条一部改正）

（見舞金の決定通知及び支給手続）

第9条 本部長は、規則第8条の規定による見舞金の支給の決定があったときは、直ちに見舞金支給決定通知書（様式第5号）により、見舞金の申請を行った署長等を経て、見舞金を受ける当該協力援助者又はその遺族に通知するとともに、速やかに見舞金を支給するものとする。

2 署長等は、見舞金を支給したときは、領収書（様式第6号）等を徴するものとする。

（簿冊の整備）

第10条 警務部警務課長は、次に掲げる簿冊を備え付けて、見舞金の支給の事跡を明らかにしておくものとする。

- (1) 協力援助者見舞金支給原簿（様式第7号）
- (2) 協力援助者見舞金支給関係書類つづり